

S M A L L
&
M E D I U M
E N T E R P R I S E S
W E L F A R E
C O R P O R A T I O N

労働保険事務組合 のご案内

中企団事務組合は、企業経営をサポートします。



中小企業福祉事業団

Small & Medium Enterprises Welfare Corporation Since 1970

はじめに

労働保険とは、労災保険（労働者災害補償保険法）と雇用保険（雇用保険法）を合わせて一つの保険関係として取扱う保険をいいます。

労働者災害補償保険法、雇用保険法により、農林水産業の一部を除く全産業が当然適用となっています。従って、工場、事務所はもちろん、商店、病院、食堂等の事業所でも、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働者が希望すると否にかかわらず、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければならないことになっています。

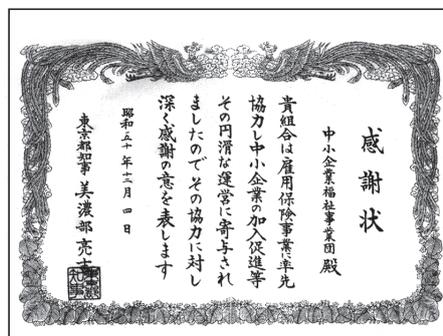
中企団事務組合のあゆみ

当事務組合は、昭和45年12月、労働省認可（東京第591号）を受け、その後約4ヵ月の準備期間を経て、昭和46年4月、優良な中小企業70余社を母体として発足致しました。中小企業発展のための一助として、事業主に代わって労働保険の事務処理に取組む傍ら労災保険特別加入制度の取扱いを実施、更に労働保険適用促進活動、会員企業に対する福利厚生を目的とした事業を行って参りました。

現在では、5,500余社の中小事業主各位から労働保険事務の委託を受けるまでとなり、都内及び近県に亘り公認の有数な中小企業団体として実績の伸長をはかり乍ら堅実な歩みを続けております。

また、傘下団体の建設事業一人親方組合、運輸事業一人親方組合を通じて、建設業・運輸業従事者の安全な業務遂行のための労災保険特別加入手続等も行っております。

表彰状・感謝状



1. 事務委託のメリット

●メリット1 中小事業主等の特別加入制度

労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、中小事業主の特別加入制度により、労災保険に加入することができます。

●メリット2 概算保険料の延納（分割納付）

労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

●メリット3 幹事社会保険労務士制度

労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって専門家が行いますので、迅速且つ適確に処理が行われます。

2. 事務委託できる事業主の範囲

◆常時使用する労働者数

業 種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

※1つの企業に工場や支店などがいくつかあるときは、それぞれに使用される労働者数を合計したものになります。

◆事業所の所在地

東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨

3. 事務委託するには

委託するには、入会金・事業団費が必要です。

【入会金】 30,000円

【事業団費】

委託人員	1ヶ月当り
5人未満	8,000円
10人未満	10,500円
20人未満	13,000円
30人未満	15,500円
40人未満	18,000円
50人未満	20,500円

※50人以上10人増毎に月額2,000円増とします

※建設事業については50%増とします

※別途消費税がかかります

4. 労災保険

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷・疾病にかかった場合、あるいは障害が残ったり、不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族に対し必要な保険給付を行います。また、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対し、特別に任意加入を認めている特別加入制度があります。

労災事故が起きたとき、労働保険に加入していないと？

事業主が故意又は重大な過失により労災保険の保険関係の成立に係るものをしていない期間中に、労働災害が生じた場合は…

- ◆国は、被災労働者に労災保険の給付を行います。
- ◆事業主は、労災給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を国から徴収されます。
- ◆更には、未手続期間中の保険料を2保険年度遡って徴収されるほか、保険料の10%を追徴金として徴収されます。

●保険給付の種類と内容

業務災害または通勤災害により被災した場合には次のような保険給付が行われるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

●保険給付・特別支給金一覧表

こんなとき	保険給付の種類	給付の内容	特別支給金	
			定率定額支給	特別給与(賞与等)がある場合
傷病にかかり 療養開始後1年6ヶ月を経過しても治癒せず傷病等級に該当する場合	療養補償給付(業務災害)	必要な治療が無料で受けられます		
	療養給付(通勤災害)	治療に要した費用(政府が必要と認めた額)が支給されます		
療養開始後1年6ヶ月を経過しても治癒せず傷病等級に該当する場合	休業補償給付(業務災害)	休業4日以降1日について60%	休業4日以降1日について20%	
	傷病補償年金(業務災害) 傷病年金(通勤災害)	給付 1年間に 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	一時金として 第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円	第1年間に 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分
傷病が治癒した後に障害等級表に定めるいずれかの障害が残った場合	障害補償給付(業務災害)	年金 1年間に 第1級 313日分 第7級 131日分	一時金として 第1級 342万円 第14級 8万円	第1年間に 第1級 313日分 第7級 131日分
	障害給付(通勤災害)	一時金 一時金として 第9級 503日分 第14級 56日分		一時金として 第9級 503日分 第14級 56日分
死亡した場合	遺族補償給付(業務災害)	年金 (遺族の人数によって) 1年間 245日分 153日分	一時金として 300万円	第1年間に (遺族の人数によって) 1年間 245日分 153日分
	遺族給付(通勤災害)	一時金 一時金として 1,000日分		一時金として 1,000日分
傷病により障害(補償)年金又は傷病(補償)年金を受け給しある一定の障害を有していて介護を受けている場合	介護補償給付(業務災害)	介護の費用として支出した額		
	介護給付(通勤災害)			
労働安全衛生法に基づく定期健康診断で、脳心臓疾患に関する一定の項目に異常の所見がある場合	二次健康診断	二次健康診断が無料で受けられます		
	特定保険指導	特定保健指導が無料で受けられます		

(例) 月収24万円の従業員が被災したとき
給付基礎日額を
8,000円
としての概算金額

医療費は給付と関係がありませんが、大変高額です。

6,400円×休業日数

年間250万円～196万円位

年間250万円～105万円位

一時金467万円～53万円位
(定額特別支給金が加算)

年間196万円～123万円位

一時金800万円+300万円

55.5万円

●概算金額の年間金額には特別支給金は加算されていません。
●同一事由により他の公的年金を受けている場合は、労災年金が調整されて支払われます。

※この一覧は、分かり易く解説するため、具体的な要件につきましては不十分な点もありますので予めご了承下さい。
※特別加入者には二次健康診断等給付、及び特別給与(賞与等)にかかる特別支給金はありません。

5. 中小事業主等の特別加入制度

● 中小事業主等の特別加入者の範囲

「中小事業主」「法人の役員」「家族従事者」等は通常労災保険の対象者とはなりません。しかし、その業務の実態等により労働者に準じてその業務災害に関して保護を与えるにふさわしい人びとがいます。そこで、労災保険本来のたてまえをそこなわない範囲で、労災保険の利用を認めようとする制度が特別加入制度です。

この制度を利用するには、当事業団に事務処理を委託することが必要です。

- ◆労働者を年間通じて一人以上使用する場合はもちろん、労働者を使用し、その使用日数の合計が年間100日以上となることが見込まれる場合も含まれます。
- ◆数次の請負による建設事業の下請け事業を行う事業主も中小事業主等の特別加入の「事業主」として取扱われます。この場合、自ら行う小工事について、あらかじめ「有期事業の一括扱い」の保険関係を成立させておく必要があります。
- ◆労働者以外の者で、その中小事業主が行う事業に従事している家族従事者なども特別加入することができます。
- ◆法人の役員のうち、労働に従事しその対価として賃金を得ている者は労働者となりますが、業務執行権のある役員（労働者に該当しない者）は、この中小事業主に従事する者として特別加入することができます。

● 労災保険料

労災保険料の額は、労働者に支払う賃金の総額に労災保険率（別添資料参照）を乗じて得た額と特別加入保険料^(※)の合計になります。

※特別加入保険料＝保険料算定基礎額×労災保険率

● 特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額（年間）	給付基礎日額	保険料算定基礎額（年間）
25,000	9,125,000	10,000	3,650,000
24,000	8,760,000	9,000	3,285,000
22,000	8,030,000	8,000	2,920,000
20,000	7,300,000	7,000	2,555,000
18,000	6,570,000	6,000	2,190,000
16,000	5,840,000	5,000	1,825,000
14,000	5,110,000	4,000	1,460,000
12,000	4,380,000	3,500	1,277,500

※給付基礎日額は、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請します。

※保険料算定基礎額＝給付基礎日額×365日（1年間）

【特別加入保険料計算例】

給付基礎日額を8,000円とし、労災保険料率が1000分の3である場合
 $8,000 \times 365$ （1年間）＝ 2,920,000円
 $2,920,000 \times 1000$ 分の3＝ 8,760円
 年間特別加入保険料額 8,760円
 月に換算すると 730円

● 健康診断が必要な場合

特別加入を希望する方のうち、下記に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」欄に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。（下記以外の方は必要ありません。）

【健康診断が必要な業務の種類】

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

※健康診断に要する費用は無料です。ただし、受診のために要した交通費は自己負担となります。

※健康診断を受診しなかったり、あるいは、業務の内容、業務暦等について虚偽の申請を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

●特別加入が制限される場合

加入時健康診断を受けた結果、次の場合には特別加入が制限されます。

- ◆特別加入者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が一般的に就業することが困難であって、療養に専念しなければならないと認められる場合には、従事する内容にかかわらず特別加入は認められません。
- ◆特別加入者がすでに疾病にかかっており、その症状又は障害の程度が当該業務からの転換を必要とすると認められる場合には、当該業務以外の業務についてのみ特別加入が認められることとなります。

●除染作業について

中小事業主等として特別加入している方が、東日本大震災の復旧・復興のため、除染作業に就く場合には特別加入時に申請が必要です。

なお、除染作業を行う中小事業主等の方は、迅速・適正な労災補償を行うため、労働者と同様の被ばく線量管理をしてください。

6.雇用保険

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要となる給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要となる給付を行うことにより、労働者の生活や雇用の安定を図ることを目的としています。

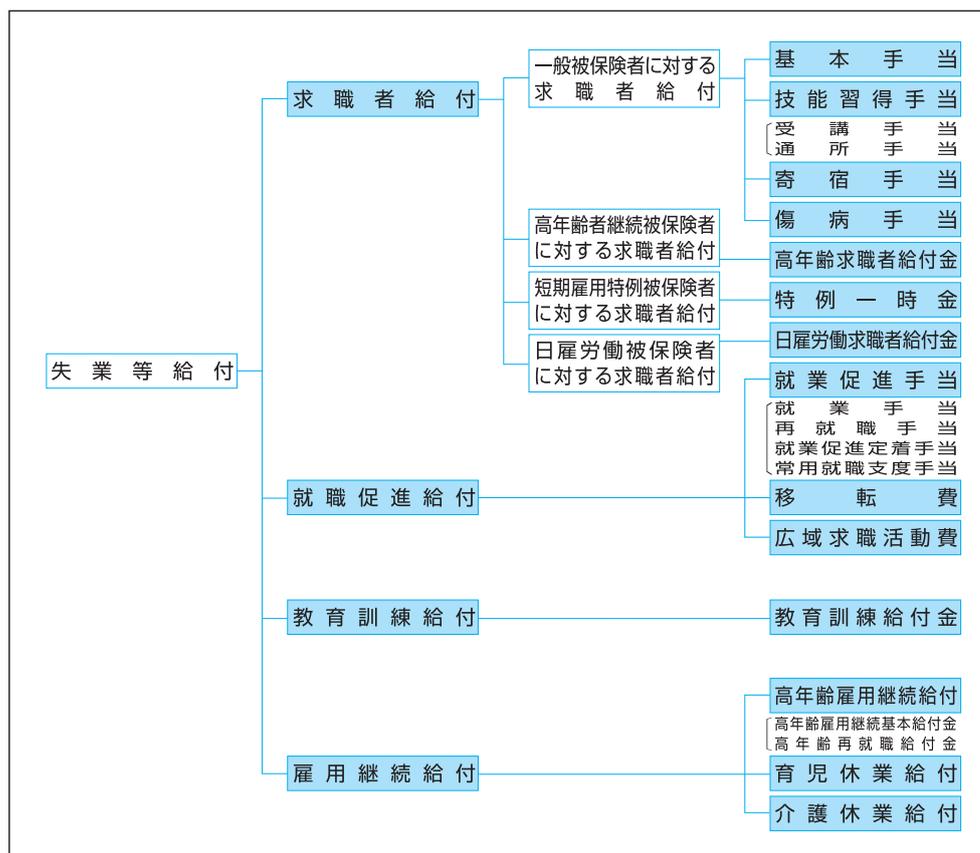
また、求職活動を容易にするほか高齢者等の職業生活の円滑な継続の援助・促進をするため必要となる給付を行うものです。

失業の予防、雇用機会の増大、及び労働者の能力開発のための事業も行っています。

●雇用保険の事業内容

●失業等給付

労働者（被保険者）が失業した時などに一定の要件で支給される失業等給付があります。



●雇用保険料

7.石綿(アスベスト) 健康被害救済のための 「一般拠出金」について

事業主の方には

雇用保険では失業等給付以外にも、以下の事業の推進を図る事業主に対して支給される各種助成金があります。

【雇用安定事業】

失業の予防・雇用状態の是正・雇用機会の増大その他雇用の安定を図ることを目的としています。

【能力開発事業】

職業生活の全期間を通じた能力の開発および向上の促進を図ることを目的としています。

雇用保険料の額は労働者(被保険者)に支払う賃金に雇用保険率(別添資料参照)を乗じて得た額です。

雇用保険料は事業者と労働者双方で負担することとなっています。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく石綿健康被害者の救済費用に充てるための一般拠出金の徴収が、平成19年度より開始されることとなりました。石綿健康被害者救済制度は石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償の対象とならない方(近隣住民等)に対して、迅速な救済を図ることを目的として創設されたものです。

対 象

労災保険適用事業場の全事業主が申告・納付する必要があります。

石綿は、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く活用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたっては、「石綿」の製造販売等により直接に利益を得た業種のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主が一般拠出金を負担することとなります。

納付方法

労働保険料と併せての申告・納付となります。

労働保険の年度更新手続き時に、確定保険料の申告に併せて申告・納付することとなります。

なお、特別加入者分は申告・納付の対象外となっております。

注意：一般拠出金は確定納付の手続きとなります。延納(分割納付)はできません。

計算方法

労働者に支払った賃金(確定賃金額)に一般拠出金率(別添資料参照)を乗じた金額となります。

業種を問わず、料率は一律です。

8. 幹事社会保険労務士制度

労働保険に関する事務処理は
専門家である当事業団の幹事社会保険労務士にお任せ下さい。
迅速且つ適確にご相談に応じております。

【社会保険労務士の主な業務内容】

- 労働基準法、労災保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金法、国民年金法等に係る各種書類の作成届出代行業務
- 公的助成金の申請に向けての相談、申請届出代行業務
- 就業規則・各種規定の新規作成、見直しの相談業務
- 公的年金に関する相談業務
- 人事労務関連コンサルティング業務 等



中小企業福祉事業団

CHUKIDAN

(厚生労働省認可 東京第591号)

Small&Medium Enterprises Welfare
Corporation Since 1970

〒111-0036
東京都台東区松が谷1-3-5
JPR上野イーストビル2階
TEL 03-5806-0294(代表)
FAX 03-5806-0293

お問い合わせは

平成28年度労災保険率表

(単位：1/1,000)

(平成27年4月1日施行)

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	60
	漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）
12		定置網漁業又は海面魚類養殖業	38
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	3
	25	採石業	52
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	11
	38	既設建築物設備工事業	15
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
	37	その他の建設事業	17
製造業	41	食料品製造業	6
		41 食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	
	65	たばこ等製造業 ※	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	7
	51	非鉄金属精錬業	6.5
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5
	53	鋳物業	18
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	7
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5
57	電気機械器具製造業	3	
58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4	
59	船舶製造又は修理業	23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6.5	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
94	その他の各種事業	3	
	90	船舶所有者の事業	49

※ 平成27年4月1日から、「65 たばこ等製造業」は、「41 食料品製造業」に統合されます。

平成28年度雇用保険料率表

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率		
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

平成28年度一般拠出金率

業種を問わず、料率は一律 0.02/1000 です。